

長野市上下水道局公告第 103号

事後審査型一般競争入札の実施について

長野市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 26 日

長野市上下水道事業管理者 上 平 敏 久

1 入札対象工事

工 事 名	夏目-蚊里田送水管布設若槻東条工区工事
工 事 場 所	長野市大字若槻東条
工 事 概 要	送水管布設工 D I P ϕ 500 L = 93m 配水幹線布設工 D I P ϕ 400 L = 95m
工 期	【フレックス工期契約制度適用工事】 全体工期 契約日から令和10年 1 月 25 日まで（通常工期 428 日） 契約日から令和10年 1 月 25 日までの期間内で、受注者が申し出た期間を実工事期間とし、工事開始期限（令和 8 年 11 月 24 日）までに工事開始日を設定すること。 【週休 2 日工事実施要領適用工事】 本工事は、週休 2 日工事（発注者指定型）の対象である。
そ の 他	本工事は、長野市総合評価落札方式実施要領（令和 2 年 4 月 1 日施行。以下「総合評価要領」という。）及び長野市電子入札運用基準（平成22年 4 月 1 日施行。以下「電子入札運用基準」という。）に定める入札方式による対象案件である。 本工事は上下水道局発注工事のため、長野市議会の議決を要しない。

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。 (1) 令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度長野市建設工事等競争入札参加資格
---------	--

	者名簿に登載されていること。 (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し受理された者を除く。）でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。 (6) 当該工事の入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。 (7) 当該工事に係る設計業務の受注者でないこと又は当該受注者と特定関係があると認められないこと。
工事種別と等級格付等	水道施設工事 格付A級の者
建設業許可	水道施設工事業について、特定建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 配置技術者として、1級土木施工管理技士の資格を有する監理技術者を建設業法第26条に基づき配置すること。 なお、監理技術者にあつては、水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。 (2) 配置技術者は、価格以外の評価点申請書の提出のあった日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。 (3) 請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事では9,000万円以上）となる場合は、配置技術者を専任で配置すること。 また、契約日（フレックス工期契約制度適用工事にあつては工事開始日）において他の工事と専任制違反とならないこと。 (4) 建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の適用を

	受ける監理技術者の配置は、長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領(令和7年4月1日施行)及び監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1国総建第316号)に基づくこと。 (5) 配置技術者は、落札候補者となった時点で、書面により報告すること。 (6) 競争入札参加資格の審査において、工事实績情報システム(CORINS)等により配置技術者の専任に問題のある事実が確認された場合には、入札は無効とする。 (7) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。
本店の所在地	令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が掲載されていること。

3 入札の日程等

設計図書等の有償頒布	長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の実施に関する要領(平成30年4月1日施行。以下「有償頒布要領」という。)による、設計図書等の有償頒布はありません。
設計図書等の閲覧	令和8年8月26日(水)から令和8年10月1日(木)まで 閉庁日を除く午前9時から午後4時30分まで(ただし、最終日は、午後4時までとする。) 長野市役所第一庁舎4階 財政部契約課
設計図書等に関する質問受付	令和8年8月26日(水)から令和8年9月3日(木)まで (ただし、最終日は、午後4時までに財政部契約課へ到着した分までとする。) 所定の様式によりFAXで提出すること。 FAX番号 026-224-5067(財政部契約課)
質問への回答	令和8年8月26日(水)から令和8年9月8日(火)まで 質問者へのFAXによる回答とともに、入札情報システムへ質問・回答を掲載する。
開札日時・場所	日 時 令和8年10月2日(金) 午前9時から 場 所 長野市役所第一庁舎4階 財政部契約課
積算内訳書の開示・積算疑義受付	入札応札者のみ、開札日の午後3時から午後4時30分まで及び翌開庁日の午前9時から午後4時までの間、契約課において積算内訳書を開示する。 積算に疑義があるときは、開札日の翌開庁日の午前9時から午後4時までに、書面により疑義申立てすることができる。

4 価格以外の評価点申請書の提出

提出書類	(1) 価格以外の評価点申請書（工事成績等簡易型） (2) 工事成績評定に係る評価点算定表（工事成績で過去2年間の工事成績評定点の平均を選択する場合に限る。） <u>電子入札システムにより提出すること。</u>
提出期間	令和8年8月26日（水）から令和8年9月8日（火）まで （ただし、電子入札システムが稼働している時間内とする。）

5 入札書及び工事費内訳書（総括）の提出

提出書類	(1) 入札書 電子入札システムの入札書に入札金額を入力すること。 (2) 入札金額に対応した工事費内訳書（総括） 電子入札システムの入札書に添付すること。 なお、工事費内訳書（総括）は、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共等制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。
提出期間	令和8年9月9日（水）午前9時から 令和8年9月10日（木）<u>午後4時まで</u> （ただし、電子入札システムが稼働している時間内とする。）

6 入札事項等

入札事項	(1) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び価格以外の評価点申請書を提出した時点において競争入札参加資格のない者がした入札は無効とする。 (2) 「電子入札運用基準」第5条の規定により、<u>価格以外の評価点申請書、入札書及び工事費内訳書（総括）</u>（以下「入札書等」という。）の提出を書面により行う場合（以下「紙入札」という。）は、「紙入札方式参加承諾願（様式第1号）」を<u>価格以外の評価点申請書の提出期間最終日の正午までに提出し、承諾を得るものとする。</u> なお、紙入札による入札方法は、「事後審査型一般競争入札における紙入札方式の留意事項」により行うものとする。 (3) 入札書等が提出期限までに契約課に到達しなかった場合
------	---

	は、入札を辞退したものとみなす。 (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 紙入札方式による参加承諾を得ていない「紙入札」 イ 二以上の入札書（電子入札による入札と「紙入札」による入札等を含む。）が提出された入札 ウ 入札書の提出前に価格以外の評価点申請書の提出がない入札 エ 工事費内訳書（総括）の提出がない入札、記載事項の不明確な入札 オ 入札書と工事費内訳書（総括）又は工事費内訳書積算金額が相違する入札 カ その他入札に関し市の定める条件に違反した入札 (5) 落札候補者となった場合に、提出期間内に競争入札参加資格及び価格以外の評価項目確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 (6) 調査基準価格が「設定有り」の場合、失格基準価格未満で入札を行った者を失格とする。 (7) 調査基準価格未満で入札を行った者は、総合評価点の最も高い者であっても落札者とならない場合がある。 (8) 入札者が1者のみの場合も有効とする。 (9) 入札回数は、1回とする。
入 札 保 証 金	免除
調 査 基 準 価 格	設定有り
失 格 基 準 価 格	設定有り
契 約 保 証 金	契約金額の 100分の10以上の金銭的保証が必要
前 払 金	契約金額が 300万円（建築工事は 600万円）以上の場合に適用（前払いの額は、各会計年度における出来高予定額の 6割以内で、中間前払金を含む。）
部 分 払 金	契約金額が 1,000万円以上の場合に適用
支 払 限 度 額	各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。 令和8年度 請負代金のおよそ 100分の20の額 令和9年度 請負代金のおよそ 100分の80の額 ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

7 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法（工事成績等簡易型）

ア 総合評価点は、応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、又は失格基準価格未満で失格となった者を除いて、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

イ 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 価格点 87.0点

(イ) 価格以外の評価点 12.4点

ウ 価格点は、次の算式により算定する。

(ア) 応札した入札価格が調査基準価格以上の者

価格点＝配点（87.0点）×調査基準価格／入札価格（小数点以下第3位四捨五入2位止め）

(イ) 応札した入札価格が調査基準価格未満の者

価格点＝配点（87.0点）×入札価格／調査基準価格（小数点以下第3位四捨五入2位止め）

エ 価格以外の評価項目及び配点について

別紙の「価格以外の評価点算定基準（工事成績等簡易型）」のとおり。

(2) 価格以外の評価点の公表等について

ア 公表日 令和8年9月28日（月）に入札情報システムへ掲載する。

価格以外の評価点に疑義があるときは、文書により照会することができる。

提出先 長野市役所 第一庁舎4階 財政部契約課

イ 疑義照会期間 令和8年9月29日（火）から令和8年9月30日（水）まで
閉庁日を除く午前9時から午後4時30分まで
（ただし、最終日は午後3時までとする。）

ウ 修正が生じた場合の公表日

令和8年10月1日（木）に入札情報システムへ掲載する。

8 落札者の決定方法等

(1) 競争入札参加資格及び価格以外の評価項目の確認及び落札者の決定は、開札を終了した後に行う。

(2) 予定価格以下で、総合評価点の最も高い者（失格基準価格未満での入札者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留する。

(3) 落札候補者は電子入札システムにより、入札参加資格確認書のみを候補となった日の翌日（閉庁日を含まない。）の午後4時までに到着するよう提出すること。

(4) 落札候補者が2者以上になった場合には、電子くじにより落札候補者を決定する。

(5) 落札候補者に対し、入札参加資格及び価格以外の評価項目が当該要件等を満たしていることを審査し、いずれも確認できた場合に落札者として決定するので、落札候補者は入札参加資格及び価格以外の評価項目の確認書類を候補となった日

の翌々日又はその翌日（閉庁日を含まない。）に提出すること。

(6) 競争入札参加資格及び価格以外の評価項目の審査は、次のとおり競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行う。調査基準価格未満での入札があった場合には、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。

ア 競争入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、満たしていない場合には落札候補を取消し、予定価格以下で、次順位の総合評価点の高い者（失格基準価格未満での入札者を除く。）から確認書類の提出を求め、順次審査を行う。

イ 価格以外の評価項目の審査は、落札候補者から提出のあった価格以外の評価項目確認書類を審査し、価格以外の評価項目を満たしていない場合には、評価点を減点修正し、これにより総合評価順位が変動する場合には、落札候補を取消し、予定価格以下で、次順位の総合評価点の高い者（失格基準価格未満での入札者を除く。）から確認書類の提出を求め、順次審査を行う。

(7) 落札者の決定は、原則として開札日以降入札参加資格確認書類の提出があった日から起算して2日（閉庁日を含まない。）以内に行う。（低入札価格調査を実施した場合を除く。）

(8) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子入札システムによる電子メール及び電話により連絡し、契約締結に必要な事項を指示する。

(9) 競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格審査結果通知書により通知する。

(10) 競争入札参加資格がないと認められた者は、原則として競争参加資格審査結果通知日の翌日から起算して3日以内に、書面により理由について説明を求めることができる。

(11) 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

(12) 契約前に、価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合には、当該落札者と契約を締結しない場合がある。

9 入札参加資格及び価格以外の評価項目確認書類

入札参加資格 の審査	(1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認書 (2) 施工実績調書（「2 入札に参加できる者の条件」にある場合のみ） 当該工事の「竣工時工事カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（工事实績）」の写しを添付すること。 (3) 配置技術者調書 ア 免許、資格等の写しを添付すること。 イ 配置技術者が監理技術者の場合は、「監理技術者資格者証」（表・裏）及び「監理技術者講習修了証」の写しを添付すること。 ウ 技術者の3箇月以上の雇用関係が確認できるもの（住民税
---------------	--

	特別徴収税額通知書の写し（課税額及び本人以外の氏名等にマスキングを施すこと。）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（標準報酬月額及び本人以外の氏名等にマスキングを施すこと。）等を添付すること。 (4) 納税証明書（長野市入札参加用） 入札日において、証明年月日が3箇月以内のもの（写し可） (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し 契約日において、通知書の審査基準日から1年7箇月以内のもの (6) 入札金額に対応した工事費内訳書（「工事費内訳書（総括）」を表紙とすること。） なお、工事費内訳書は、工事費内訳書（総括）と同様に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共等制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。
価格以外の評価項目の審査	(7) 価格以外の評価点申請書（工事成績等簡易型）及び添付書類 (8) 工事成績評定に係る評価点算定表（工事成績で過去2年間の工事成績評定点の平均を選択する場合に限る。） ※ 入札参加資格の審査と重複する書類がある場合は、添付の必要はありません。

10 入札に関する書類の提出先及び問い合わせ先

長野市役所 第一庁舎 4階 財政部契約課 TEL 026-224-5015 (直通)
--

11 その他

入札は、「長野市事後審査型一般競争入札実施に関する要綱」、「総合評価要領」、「長野市低入札価格調査制度実施要領」、「長野市建設工事等競争入札心得」、「電子入札運用基準」、「長野市電子入札システム利用規約」、「有償頒布要領」及び「建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領」の規定に従い行う。

この契約は、長野市公契約等労働環境報告書及び施工体系図の提出を要する。

落札候補者から提出された工事内訳書の直接工事費について労務費ダンピング調査を実施し、労務費が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、その直接工事費の算出について理由書の提出を求め、正当な理由がない等の場合は発注者から建設Gメンに通報する。